資料③

# 身体検査(健康診断の受診)要領

身体検査(健康診断)は、口述試験当日に実施しますが、一部の診断項目については、口述試験当日までに事前に受診していただき、<u>口述試験当日に健康診断</u>書を提出していただきます。

健康診断書の作成に時間を要する医療機関もあることから、次の実施要領に基づいて速やかに受診してください。

## 1 事前の身体検査(健康診断)の受診要領

(1) 健康診断書のダウンロード

県警ウェブページから「健康診断書(様式1)」をダウンロードしてください。 診断書は必ずこの様式を使用してください。

(2) 健康診断書(様式1)に記載

健康診断書の上部太枠内を自身で記入してください。

(3) 封筒の準備

健康診断受診後、健康診断書(様式1)は、医療機関で封筒に入れて封印してもらいます。そのため、封印する<u>封筒を準備</u>してください。封筒の大きさは問いません。

封筒の裏面には、あらかじめ「自身の住所、氏名、試験区分及び受験番号」 を記載しておいてください。

#### (4) 医療機関の受診

医療機関の指定はありませんが、<u>健康診断書に記載してある検査項目が全</u>て受診可能な医療機関で受診していただく必要があります。

健康診断を受診する前に、医療機関に対し、

- 全検査項目の受診ができるか
- 聴力検査は、最小値が測定(数値として診断)できるか
- 色覚検査は、「石原式色覚検査表」で実施できるか

を確認してください。

視力検査は、両眼とも裸眼視力が0.6以上あるか、又は矯正視力(眼鏡等を 着用した視力)が1.0以上あるかを検査してください。

医療機関によっては、健康診断書の作成に相当日数を要する場合があります。あらかじめ医療機関にかかる日数を確認した上で、速やかに受診してください。

なお、検査料はすべて本人(受験者)負担となりますので、御了承ください。

#### (5) 持ち物

医療機関には、上部太枠内を記載した健康診断書(様式1)及び封印用の 封筒を持参してください。

#### (6) 診断書の受領

診断書は偽造防止のため、必ず医療機関で診断書を封筒に入れてもらい、

封印されたものを受領してください。<u>封印のないものや、開封した痕跡があ</u>るものは、再提出をお願いする場合があります。

# 2 健康診断書の提出

# 健康診断書は、口述試験当日に持参し、提出してください。

万が一、医療機関等の都合で間に合わない場合は、6月18日(水)《必着》までに愛知県警察本部警務課採用センター宛に所定の郵便料金を払い、簡易書留で郵送してください。提出期日までに採用センターに連絡がなく、健康診断書が提出されない場合は、棄権扱いとなります。

なお、郵送の到着確認は、問い合わせ番号により自身で追跡してください。 電話での個別確認はいたしかねます。

## 【郵送の場合の宛先等記載要領】

○ 封筒表面(宛先)

〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部警務課採用センター 行

健康診断書在中

○ 裏面

必ず「自身の住所、氏名、試験区分及び受験番号」を記載してください。